

# 住民異動などの手続きは お早めにも

3月・4月は進学や就職そして転勤などで1年のうちで最も住所の異動が多い時期です。住所が変わったときは必ず役場税務市民課の窓口で住所異動の届出をしてください。鏡石町から引っ越されるみなさん、ほかの市町村から引っ越してきたみなさん、住所の異動届はお済でしょうか。今月号では、住所異動の手続きについてご案内します。



窓口での手続きは忘れずに

## 住民異動届出を 忘れずに

転入や転出などによって住所が変わった場合には、役場へ住所異動の届出をする必要があります。

正しい住所を届けていないと国民年金や国民健康保険、児童手当の給付が受けられなかったり、選挙ができなかったりする場合があります。また、各届出には定められた期限がありますので、必ず手続きをするようにしてください。(表1参照)

### 届出をするときの注意点

- 転入や転居の場合は引っ越しをしてからでない届出を受け付けることができませんのでご注意ください。
- 大学生など親元から離れて暮らす人も、住所の異動手続き

表1 住所異動届出一覧表

届出事項	どんなときに(届出事由)	いつまでに(届出期間)	だれが(届出人)	届出に必要なもの(添付書類など)
転入届	町外から鏡石町に住所を移したとき	町内に住所を定め てから14日以内	本人、世帯主または代理人	①前住所の市区町村が発行した 転出証明書 ②印鑑
転出届	鏡石町から町外に住所を移すとき	異動予定日の前後 14日以内 (転出証明書を交付 します)	本人、世帯主または代理人	①国民健康保険証 (加入者のみ) ②印鑑登録証 (登録者のみ) ③印鑑
転居届	鏡石町内で住所が変わったとき	町内で住所を変更 した日から14日 以内	本人、世帯主または代理人	①国民健康保険証 (加入者のみ) ②印鑑

が必要ですが、届出は、本人または世帯主が行ってください。なお、届出の際に身分証明書の提示を求める場合があります。

## 児童手当を 受けている人

● 住所異動届(住民登録)を行っても、本籍は変わりません。本籍を移すときは別に転籍届をする必要があります。なお、引っ越しの際には、国民健康保険加入者、乳幼児医療受給者、児童手当受給者、介護保険で要介護認定を受けている方などは、手続きが必要になります。

## 就職・退職したら 国保の手続きを

国民健康保険に加入しているみなさんが、住所を異動したとき手続きするのはもちろんですが、異動しなくても、職場の健康保険に加入・脱退した場合は手続きが必要になります(表2参照)。

で注意しましょう。

なお、国保に加入するときには会社を退職した証明書を、国保を脱退するときは職場の健康保険証をお持ちください。

## ごみの処理の際には 事前に連絡を

引っ越しの際に出た、ごみの処理については、須賀川衛生センター(☎73-4515)にお問い合わせください。なお、持ち込みする家庭ごみについては無料ですが、事業ごみについては、1kgにつ

## 水道について

引っ越しで、水道を休止、新たに使う場合は、5日前まで町上下水道課に連絡ください。水道は、引っ越し当日まで使用することができます。また、家を新築や改築するために水道の使用を一時中止する場合は、旅行などで長期間留守にするために水道をご使用にならない場合も連絡をお願いいたします。

## 役場の担当課

● 住所異動届、国民健康保険、国民年金、老人医療、乳児医療等について  
町税務市民課 ☎62-2112

● 児童手当・介護保険・ごみ等について  
町健康福祉課 ☎62-2115

● 上下水道について  
町上下水道課 ☎62-2119

## 毎週金曜日は 午後7時15分まで

～知ってますか 窓口業務延長～

町では、毎週金曜日に税務市民課の窓口業務を午後7時15分まで延長しています。取り扱う業務は、住民票、戸籍謄・抄本、印鑑登録証明書、各種税証明の発行のみです。仕事などの都合で、日中窓口に来られない方は、ぜひご利用ください。

## 住民基本台帳カードご存知ですか

希望者に対して、手数料500円で、住民基本台帳カードを交付しています。同カードを持てば、転入転出手続きが簡素化できます。

これは、同カードの交付を受けている場合に限り、確実な本人確認ができるため、事前に元の市区町村に一定の事項を記入した転出届を郵送で行えば、同カードを引っ越し先の市区町村の窓口で提示して転入届を行うことで、住所の異動の手続きが簡素化できます。